

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件名 藻岩浄水場排水池洗浄排水流入弁整備修繕
- 2 業者名 株式会社 森田鉄工所 北海道営業支店
- 3 特定理由 本修繕の対象となる設備は、ろ過池洗浄で生じた洗浄排水を排水池へ流入させるための設備であり、排水池運用及び浄水処理を継続するために必要不可欠で重要な設備の一つである。
本設備の整備については、弁を動作させるためのバルブコントローラーなどのギヤの歯あたりやトルクスイッチの設定などはそのバルブにあった調整等が必要となるため、製作者である株式会社森田鉄工所以外では不可能である。
以上の理由から、上記業者を特定する。
- 4 根拠規定
地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件名 宮町取水場電動ゲート整備修繕
- 2 業者名 旭イノベックス株式会社
- 3 特定理由
本設備は、河川水を浄水場へ取水するためのゲート設備であり、不具合が生じた場合、取水できなくなり浄水処理が滞るおそれがある。従って、浄水処理に支障をきたさぬよう定期的に本設備の整備を実施し、機能回復を図る必要がある。

本設備の整備については、ゲートを動作させる巻上機のギヤの歯あたりやトルクスイッチの設定など、そのバルブにあった調整等が必要となるため、製作者である旭イノベックス株式会社以外では不可能である。
以上の理由により、上記業者を特定することとしたい。
- 4 根拠規定
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができ

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件名
宮町浄水場ろ過池逆洗弁ほか整備修繕
- 2 業者名
株式会社森田鉄工所 北海道営業支店
- 3 特定理由
本修繕の対象機器であるろ過池逆洗弁及び排水弁はろ過池洗浄の際に逆洗水を流入及び排水する際に開閉する弁設備であり、浄水場の運営において必要不可欠な設備である。
本設備の整備については、弁を動作させるためのバルブコントローラーなどのギヤの歯あたりやトルクスイッチの設定など、そのバルブにあった調整等が必要となるため、製作者である株式会社森田鉄工所以外では不可能である。
以上の理由により、上記業者を特定することとしたい。
- 4 根拠規定
地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。